

加入者のみなさんへ

国民年金のかけ金について

○年金額の増額に見合って

国民年金が改定され、年金額が大いに増額されましたが、それに見合ってかけ金も概ね改定と同様に2割に引上げて引上げられます。また、これまでの年額別かけ金が一律になります。



○かけ金の半額を国が上積みします

国民年金のかけ金は、あなたが納めるだけでなく国も同じように納めています。たとえば、

月450円のかけ金納める人 + 国が上積みする額 = 納金総額 670円

このように、450円を納めることは、同時に675円の積立をされたこととなります。

ことしの7月分から一律に月450円です

定額保険料

かけ金を納め忘れの期間にご注意!!

○最低必要期間を満たさないと老齢年金はうけられません

右の表をごらんください。あなたが60才までに以下の最低必要期間を納付し、かけ金免除で満たさないと老齢年金が受けられません。

Table with columns for birth date, age, and required contribution period.

○より有利な年金をうける方法は? 未納期間をなくすることです

最低必要期間を満たしても、加入期間のうち未納期間があると、より有利な年金が受けられません。右の表をごらんください。たとえば、

Table comparing contribution periods and resulting pension amounts.

●未納のかけ金は いますぐ納めましょう

- あなたに未納の期間がありませんか。もう一度お確かめください。未納分はいますぐ納めておきましょう。
●未納の期間をそのまま放っておかれますと、ことしの7月からは未納期間1ヶ月につき450円で納めていただくこととなります。450円で納められる期間は、必ず7月からの2年間で納めてください。

○所得比例制はことし10月からスタート

サラリーマンの厚生年金は、所得に応じたかけ金をかけ、かけ金に応じた年金をうけることになっていますが、このしくみを国民年金にとり入れたもので、定額以上の年金を、たいへん望むから新設されました。

○加入は希望者のみです

国民年金の被保険者は希望により加入できます。

○かけ金と年金額

所得比例制に加入した人は、定額のかげ金のほかに11330円(所得比例保険料)を納めることになり、また、これによって受けられる割増分の年金は、納めた月額×1.80円で計算されます。

★ 加入の手続(方法)などの詳細については、遠くお知らせをする予定です

所得比例保険料

割増の年金をご希望の方は

民生課からお知らせ

所得状況届は早めに

福祉年金・児童扶養手当

所得が多いと、所得状況届を提出していただく必要があります。所得状況届は、福祉年金や児童扶養手当の支給に大きく影響します。早急に提出してください。

減免範囲がひろがります

身体障害者の軽自動車税

身体障害者に対する軽自動車税の減免範囲が拡大されました。身体障害者手帳を所持している方が対象となります。

五年年金制度のご加入を

申込みは六月末日まで

国民年金に五年間保険料を納め、五年間の間に加入した方が、老齢年金が受けられるようになります。申し込みは6月30日までです。

一日二日のバス旅行

町会 合同で白浜へ

六月四日から五日にかけて、町会合同で白浜へバス旅行が行われました。参加者は約200名に達しました。



(名勝三段壁の写真)



(名勝三段壁の写真)

請求期間が延長

「引揚者特別交付金」

請求期間が延長され、引揚者特別交付金の支給が開始されました。これは、生活に困窮している高齢者に対する支援策です。

編集室から

町会の活動や地域のニュースについて、編集室からのお知らせです。町会の手帳が好評です。